

家庭ごみを排出される皆様へ

廃蛍光管などの水銀使用製品の適正な処理についてのお願い

国では、水銀廃棄物の適正な処理の実施を目的とした関係法令の改正が進められ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」および「廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則」がそれぞれ改正され、平成28年4月1日および平成29年10月1日から段階的に施行されています。

岩手沿岸南部クリーンセンターにおいては、これまで蛍光管や乾電池等の水銀使用製品を一般ごみとして受け入れていたところです。新たに廃棄物処理施設のうち焼却施設の排ガス中の水銀について排出基準が定められました。当センターの熔融処理からの排気にもごく微量ですが水銀が含まれており、現状の排出量自体は基準値を下回っておりますが、法令を遵守し、大気への水銀放出をしないため、

平成31年4月1日から水銀使用製品の受け入れを停止いたします。

水銀使用製品の廃棄につきましては、釜石市・大槌町の担当課へお問い合わせされる等により、適正に処理していただきますようお願いいたします。

対象となる水銀使用製品

① 蛍光管	直管型、環型、二重環型、電球型、割れたものも含む
② 乾電池	マンガン電池、アルカリ電池
※ 海外製や平成2年以前に製造された国内製品に含まれている可能性があるが、見分けることが困難であるため全量を回収する。	
③ 水銀体温計・水銀温度計 水銀血圧計	液体水銀が封入されているもの

対象外のもの

・白熱球、ハロゲン電球、LED照明
・充電式電池
・会社、学校、店舗などの事業所から出るもの
・電子式の体温計
・アルコール式（赤い液）の温度計

お問い合わせ

釜石市：釜石市市民生活部環境課	TEL 27-8453
大槌町：大槌町リサイクルセンター	TEL 42-7570
岩手沿岸南部広域環境組合	TEL 27-7020

■ 釜石市の回収場所と時間

市環境課、各地区生活応援センター(専用の回収ボックスを設置しています。)

8時 30 分～17 時 15 分 ※土・日曜日、祝日を除く

■ 対象製品と分別方法

対 象 製 品	排 出 の 方 法
① <u>家庭用の蛍光管</u> (直管型、環型、品番が EF で始まる電球型)	・割れないように箱に入れるか新聞紙などで包み、専用の回収ボックスに入れてください。 ・割れてしまった蛍光管は透明または半透明の袋に密閉して専用の回収ボックスに入れてください。
② <u>乾電池</u>	・そのまま専用の回収ボックスに入れてください。
③ <u>水銀体温計</u>	・元のケースに入れるか袋に包んで、専用の回収ボックスに入れてください。
④ <u>水銀温度計・血圧計</u>	・元のケースに入れるか袋に包んで回収場所の職員に直接お渡しください。

《次の製品は対象外です》

・白熱球、ハロゲン電球、LED 照明	➡ 一般ごみです。
・アルコール式(赤い液)の温度計	➡ 一般ごみです。
・ボタン電池、充電式電池	➡ 市内回収協力店 をご利用ください。
・会社、学校、店舗など事業所から出るもの	➡ <u>産業廃棄物となりますので、拠点回収には出せません。</u> <u>各事業所で「水銀使用製品産業廃棄物」の処理業者に処理を依頼してください。</u>
・電子式の体温計	➡ 資源物、小型家電です。

～分別にご理解とご協力をお願いします～